

巻頭言

デジタル化で国民は幸せになれるのか

| 会長 山崎 學



カナダのジャーナリスト、ナオミ・クラインは、戦争や災害が起きた混乱に乗じて政府・グローバル企業・銀行・投資家の利権につながるルール変更を一気に導入する新自由主義的手法をショック・ドクトリン（惨事便乗型資本主義）と名付けた。

2011年8月、世界最大の米系コンサルティング会社アクセンチュア（社員62万4千人、資本金3億5,000万円）日本法人が、被災地である福島県会津若松市に地域創成を掲げたイノベーションセンターを設立する。復興支援の名のもとに「会津地域スマートシティ推進協議会」が立ち上がり、アクセンチュアは市と会津大学にさまざまなアドバイスを提供しながら震災復興プロジェクトの主要メンバーとしてデジタル化を主導していく存在となった。

スマートシティとは交通、ビジネス、エネルギー、オフィス、医療、行政などさまざまな都市機能をデジタル化した町のことを言う。会津若松市では手始めに個人の年齢、家族構成に合わせて提供される情報が変わるデジタル情報サイトや、最適な水分や養分を計算して農地に自動供給するスマートアグリ、外国人訪日客に向けた言語別の観光サイトや医療データ共有などさまざまな情報がオンラインでつながれていった。2019年4月会津若松市内に「スマートシティ AiCT」が立ち上がり、アクセンチュア、日本マイクロソフト、フィリップス・ジャパン、金融のTISにドイツ系のSAPなど国内外の企業が、この町で実証したさまざまなデジタルサービスを日本全国に売り込んでいくために集結した。国内ではすでに神奈川県藤沢市や香川県高松市などがスマートシティの取り組みを始めている。2018年1月「eガバメント閣僚会議」が策定され、2019年に「デジタルファースト法」が成立。2020年12月25日「2020年改定版デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定している。

デジタル時代に利益を生み出す個人情報やGAF（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）をはじめ世界中の企業が狙っている今、セキュリティ意識は大丈夫なのであろうか。2020年4月カナダのトロント大学グローバルセキュリティ研究所はオンライン会議ツールZoomでの会議の暗号化キーが中国北京にあるサーバーを経由していることを発表した。この発表を受けて台湾行政院、アメリカ上院、ドイツ企業等はZoom利用に警鐘を鳴らしたが、我が国では内閣官房情報通信技術総合戦略室と内閣サイバーセキュリティセンターが国会審議の質問通告や政策に関する国会議員とのやり取りのZoom利用解禁を各省庁に通知している体たらくである。また北京を拠点とする中国企業の動画共有アプリ「TikTok」も各国の警戒対象になっている。台湾では軍及び治安当局に使用を禁じ、香港、インドでは全面的に使用禁止している。2021年2月米イリノイ州でプライバシー保護法に違反していると訴えられ、9,200万ドル（約101億円）の和解金を払わされたTikTokは以下のように規約を変更した。「あなたのユーザーコンテンツからフェイスプリントやボイスプリントといったアメリカの法律の下で定義されている生体識別情報を収集することがあります」。

2021年5月12日「デジタル庁設置法」「デジタル社会形成基本法」など合計63本もの法案を束ねた「デジタル改革関連法案」が参議院本会議で可決した。デジタル庁は内閣の直轄機関として位置づけられ、年間予算約368億円、他省庁より上位で閣議決定を経ないで直接各省庁に勧告ができる絶大の権限を持っている。デジタル庁は行政サービスを一元化し集約するという。内閣官房では総合戦略、総務省ではマイナンバーカード、経済産業省では民間のデジタル化、厚生労働省では健康保険証をマイナンバーと結びつける、文部科学省ではオンライン教育、警察庁では運転免許証といった社会インフラを含めて一元化する計画という。職員規模は定員393人、そのうち民間企業から150人を受け入れるという。しかし民間企業からの受け入れ人員の待遇は週2〜3回勤務、勤務時間は月90時間、賞与ゼロ、昇給なし、社会保険なしの非常勤待遇で、さぞかし素晴らしい人材が集まることだろう。

「デジタル・ガバメント実行計画」に沿って各府省や地方自治体のバラバラになったデジタル情報の一つにまとめ、「政府共通プラットフォーム」にするために10月から運用が始まった。中央省庁向け政府プラットフォームのベンダー（製造・販売元）に選ばれたのが米系IT大手アマゾンウェブサービス（AWS）である。アマゾンはCIA（米国中央情報局）、NSA（米国国家安全保障局）と関係が深く、CIAとは6億ドル（660億円）の契約を結び、2020年には元NSA局長を取締役に迎えて物議をかもしている。アマゾンのような企業が日本でデジタルビジネスをする際にその企業が個人情報などを管理するデータ設備を日本に置く要求は、2020年1月1日に発効した「日米デジタル貿易協定」によってできなくなっている。GAFアのロビー活動の賜物であるこの協定に日本が署名したときに、トランプ大統領（当時）は「4兆ドル（440兆円）相当の日本のデジタル市場を開放させた」と絶賛した。

この協定はこの他にも「デジタル製品への関税禁止」「個人情報などのデータは国境を越えて移動させることができる」「コンピュータ関連設備を自国内に設置する要求の禁止」「ソースコードやアルゴリズムなどの開示要求の禁止」「SNSのサービス提供者が損害賠償責任から免除される」といった条項が盛り込まれ、デジタルを通して日本人の資産をグローバル企業に際限なく売り渡す協定なのである。さらに2018年アメリカで成立した「クラウド法」によってアメリカ政府は米国内に本拠地を持つ企業に対し、国外に保存しているデータであっても令状なしに開示要求できるようになった。これでは中国の国家情報法を非難できはしない。

スーパーシティ構想の問題点は、電気・ガス・水道といったインフラをどの業者に任せるのか、トラブルが起きた時に誰が責任を取るのか、個人情報漏洩する危険はないのかといった所に集約する。こうした危惧がある中で、「検察庁法改正案」で大騒ぎしているどさくさの2020年5月27日、わずか11時間の審議のみで「改正国家戦略特区法（スーパーシティ法）」が成立した。2013年6月14日、「特定秘密保護法案」で大騒ぎしていた陰で「国家戦略特区法案」が成立している。こうした法改正の中で小泉純一郎・竹中平蔵コンビが進めてきた非正規雇用の拡大、市町村合併、公務員削減、子育てサービスの切り捨てといった新自由主義は少子高齢化に拍車をかけた。また、これから始まる個人情報の中央集約化、公務員削減、公共サービスの民営化はかつてサッチャー元イギリス首相のお家芸でもあった。あらゆる情報を5Gでつなぐスーパーシティ化によって得られる利便性よりも失われるものをもう一度考え直す必要に迫られている。

〈参考文献〉

堤 未果：デジタル・ファシズム。NHK出版、東京、2021。